

<特別徴収仕切紙>

特別徴収者 (人)

町・県民税を給与から天引きする人

- 特別徴収分の給与支払報告書の上に必ずこの用紙を付けて提出してください。用紙がない場合は、特別徴収と判断いたしますので、ご了承ください。
- 普通徴収該当理由書に該当する方以外は、特別徴収となります。

〒343-0192 埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏2424番地
松伏町役場 税務課 町民税担当 TEL 048-991-1833

給与支払報告書の提出前チェックシート

確認項目

- 同封の総括表をご使用いただいていますか。
同封されたもの以外を使用される場合は、分かりやすい箇所に「特別徴収指定番号」をご記入ください。
- 特別徴収希望者の中に、退職予定者は入っていませんか。

給与支払報告書提出後、退職・転勤等の異動があった場合は、「給与支払報告書にかかる給与所得者異動届出書」を速やかに提出してください。

※※誠に勝手ではございますが、事務処理の関係上、
早めのご提出にご協力をお願いいたします。※※

ヤマオリ